

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟
会 長 吉 村 勝

「審判法」講習会開催について

例年、本講習会は全剣連後援講習会として全剣連講師が派遣されていましたが、本年度は静岡県は派遣対象ではないため県剣連の依頼講師による講習会として開催します。なお、今回「暫定的な試合・審判方法」を行いますので、下記により有資格者は受講願います。

記

- 1 期 日 令和3年6月27日（日） 9時30分 集 合 10時00分～12時00分
- 2 会 場 静岡県武道館
藤枝市前島2-10-1 TEL 054-636-2332
- 3 受講資格 本県剣連登録会員で、剣道四段以上の受有者及び団体、中学・高校指導者
- 4 講 師 県内講師
- 5 講習内容 剣道「審判法」の講義及び実技を行う。暫定的な試合・審判方法も実施する。
- 6 携 行 品 筆記用具、剣道防具、審判旗のある方は持参して下さい。
- 7 修 了 証 受講した者には修了証を交付する。
全剣連称号審査会の受審希望者は本講習会又は伝達講習会の受講が9月、2月の県剣連称号選考審査会の受審資格となります。
- 8 そ の 他 (1) **コロナウイルス感染防止ガイドラインにより実施します。(マスク着用)**
(2) 受講者は受付に「受講者確認票」を提出すること。
- 9 申 込 込 み (1) 受講希望者は申込書に**受講料500円**を添えて
6月1日（火）までに各地区連盟事務局に申し込むこと。
(2) **各地区連盟**は一括して6月12日（土）までに県剣連事務局へ送付のこと。
- 10 安全対策 県剣連で1日傷害保険に加入するので、参加者は保険証又は写しを持参のこと。
(往復途上等は対象外、治療費は個人健康保険で対応のこと。なお、この傷害保険は、事故の全てを補償するものではない。)
- 11 そ の 他 (1) 受講生は県武道館駐車場は使用できない。近隣の有料駐車場若しくは公共交通機関を利用のこと。
(2) この講習会は、県剣連・技術指導普及委員会の所管により実施する。

〔個人情報法への対応〕

申込書に記載される個人情報（所属連盟・氏名・住所・生年月日・年齢・称号・段位・職業等）は静岡県剣道連盟が実施する本講習会運営のために利用する。なお、所属連盟・氏名・年齢・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体（掲示用紙、ホームページ、広報）に公表することがある。さらに剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

「審判法」 講習会 申込書

通し番号	称号	段位	氏 名	年 齢	備 考
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				
	士	段		才	性別（男・女）
	（住所）				

令和 年 月 日

地区連盟名 _____ 剣道連盟

申込責任者 _____ 印

受講者確認票

講習会名	審判法講習会
所属団体名	
氏名	
年齢	
大会当日の体温	
緊急時連絡先 電話番号	

※大会当日、受付に提出すること。